

工作物石綿事前調査者講習・模擬試験



第1編 工作物石綿含有資材調査に関する基礎知識1

1. 石綿についての記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿は「いしわた」「せきめん」「アスベスト」と呼ばれている
- ② 石綿は蛇紋石や角閃石に含まれる鉱物であり、6種類が規制対象になっている。
- ③ 石綿は織物としておることができる。
- ④ 石綿等とは「石綿もしくは石綿をその重量の1.0%を超えて含有する製剤その他の物」をいう。

2. 石綿の有害性についての記述で不適正なものを一つ選びなさい。

- ① 吸入性石綿繊維は、WHO や ILO で長さとの比を 3:1 以上でかつ幅 $3\mu\text{m}$ 未満としている。
- ② 石綿繊維を含む粉じんの人への吸入経路は、一般に鼻腔のみである。
- ③ 石綿が肺組織や胸膜など体内に長く滞留することが原因で肺がんや中皮腫が発生すると考えられている。
- ④ 石綿肺は大量の石綿を吸入することで発症する。

第1編 工作物石綿含有資材調査に関する基礎知識2

1. 大気汚染防止法についての記述で不適正なものを一つ選びなさい。

- ① 大気汚染防止法は、大気汚染に関し国民の健康を保護するとともに生活環境保全が目的である。
- ② 大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等は定められていない。
- ③ 特定建築材料の種類ごとに作業基準が定めてある。
- ④ 事前調査結果は工事終了後3年間保存する。

2. 工作物石綿含有資材調査についての記述で不適正なものを一つ選びなさい。

- ① 工作物石綿含有資材調査の調査項目の一つに「竣工年、改修履歴などの情報入手」がある。
- ② 設計図や竣工図などの図書類の調査を実施し、目視調査時の確認ポイント洗い出しに利用する。
- ③ 工作物石綿含有資材調査の情報源に「設計図書や管理者からの情報」「分析結果からの情報」「目視調査からの情報」で判断する。
- ④ 調査結果を踏まえ石綿含有資材有無に関する事前調査結果報告書を作成不要である。

第2編 石綿使用に係る工作物図面調査

1. 工作物についての記述で不適正なものを一つ選びなさい。

- ① 工作物の石綿事前調査において資格を有する者が行う工作物は、厚生労働省の告示で示されている。
- ② 事前調査対象となる工作物に「建築物」がある。
- ③ 工作物は、「特定工作物」と「特定工作物以外の工作物」に区分される。
- ④ 特定工作物に「変電設備」「配電設備」が含まれる。

2. 書面調査についての記述で不適正なものを一つ選びなさい。

- ① 解体等工事に先立って行われる事前調査は法的な義務となっており、設計図書等の書面による調査は含まれない。
- ② 事前調査は、資料入手、書面調査、目視調査という流れが基本である。
- ③ 事前調査の基本は、「現場」「現物」「現実」の三現主義の徹底である。
- ④ 調査対象から「2006（平成 18）年 9 月の石綿等の製造等禁止以降に製造された工作物等を除く」必要がある。ただ、一部品目は代替品がなく猶予措置が取られた。

第3編 目視調査の実際と留意点

1. 調査の流れについての記述で不適正なものを一つ選びなさい。

- ① 工作物における情報をすべて図面から入手できないため、必ず目視調査を行う。
- ② 事前調査は、解体、改修等を行うすべての資材が対象である。
- ③ 分析する検体がある場合、どこでもいいので分析機関に分析を依頼する。
- ④ 工作物のヒアリング、書面調査、目視調査、分析調査などを踏まえて、総合的な事前調査結果報告書を作成する。

2. 事前準備、目視調査についての記述で不適正なものを一つ選びなさい。

- ① 調査時の服装のポイントは、調査作業中であることを第三者に伝える点と粉じんばく露からの自己防衛の点の2点である。
- ② 事前に得られて情報を整理し、調査に必要な人数、順路、必要な資機材、予想される事態など調査全体にわたる計画を事前に検討しておく。
- ③ 事前調査では、解体、改修等を行う全ての工作物資材が対象であるが、外観からでは直接確認できない部分は調査が必要である。
- ④ 調査者は、石綿含有資材の試料を採取する場合、自らの石綿ばく露防止だけ対策に努めなければならない。

第4編 石綿の有無に関する事前調査結果報告書の作成

1. 事前調査結果報告書の作成の流れについての記述で不適正なものを一つ選びなさい。

- ① 調査報告書の構成の中に「石綿含有資材有無に関する調査報告書」がある。
- ② 調査報告書の構成の中に「調査者資格者証」がある。
- ③ 調査報告書の構成の中に「採取状況写真」はない。
- ④ 調査報告書の構成の中に「石綿分析結果報告書、分析結果一覧表」がある。

2. 事前調査結果報告書の記載についての記述で不適正なものを一つ選びなさい。

- ① 調査結果、調査範囲の留意事項で今回調査できなかった箇所となぜ調査できなかったか理由を詳しく記入する必要はない。
- ② 含有資材と『みなす』理由は調査依頼者に尋ねられる場合も多いので簡潔に書くことが必要である。
- ③ 対象工作物概要として、竣工年、竣工月の記載は必要である。
- ④ 調査の種類に「石綿則・大防法に基づく事前調査」「その他の調査」かの記載が必要である。

回答

第1編 工作物石綿含有資材調査に関する基礎知識1

- 1. ④
- 2. ②

第1編 工作物石綿含有資材調査に関する基礎知識2

- 1. ②
- 2. ④

第2編 石綿使用に係る工作物図面調査

- 1. ②
- 2. ①

第3編 目視調査の実際と留意点

- 1. ③
- 2. ④

第4編 石綿の有無に関する事前調査結果報告書の作成

- 1. ③
- 2. ①

以上